

第4回犯罪被害者等基本計画検討会における構成員意見について（補遺）

被害者は民事裁判において訴状等の書面に被害者の住所を記載しなければならないが、お礼参りのおそれがあり、民事上の責任追及を躊躇させる結果になるので、被害者が加害者に住所を知られることを好まない場合に、被害者の民事訴訟上の住所を警察署，市役所，日本支援センター等の公的な機関とすることを認めるべきではないか。（岡村構成員意見）

訴状等の書面において、当事者の氏名や住所を記載すべきことは、民事訴訟規則2条1項1号に規定されている。民事訴訟において、当事者が明らかにならなければ、裁判や執行をする名宛人が明らかにならないし、また、裁判手続において、その者に管轄が及ぶのかなどといった事項を判断することも困難となる。そのため、民事訴訟法では、訴状の記載上、当事者が特定されることが必要とされており（同法133条2項1号）、通常は、当事者の氏名・住所によって、訴訟当事者が特定されることから、規則2条1項1号では、当事者の氏名・住所が訴状等の記載事項とされている。また、住所の記載をすることは、訴訟関係書類の送達や呼出しのためにも必要となる。

当事者の住所を訴状等に記載する趣旨が、以上のとおり、基本的には、当事者を特定するという点にあることに照らし、御指摘のような、実際には生活の本拠となっていない公共機関を訴訟上の住所として取扱うのは、一般論としては困難ではないかと思われる。

もっとも、訴状等に住所を記載する趣旨の主眼が、以上のように、当事者の特定を図るということにあることからすると、理論上は、その他の情報により当事者が特定されるというごく例外的な状況の下においては、訴状等に被害者の住所を記載しないということが許される場合があり得ることを否定することはできないと考えられる。もっとも、そのような場合に当たるかどうかということの判断は、当該事案の事実関係を踏まえた個々の裁判官の判断に委ねられるべき事項である。

犯罪被害者等が公判記録の謄写する場合の手数料の見直しについて

財団法人司法協会における犯罪被害者等が公判記録の謄写を行う場合の手数料については、平成17年8月1日を目途に、相当額を引き下げる方向で、同協会において検討中である。

以上